

犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

令和7年6月2日 警察庁



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

○ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・P3

要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・P4

要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・P5

要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・P6

要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・P18

○ 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・P20

○ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害者等給付金の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

- ◎ 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金

◎ 支給額の計算式 **遺族給付基礎額 × 倍数**

遺族給付基礎額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算
倍数 … 生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算
※ 第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額

重傷病給付金

- ◎ 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度）を負った者に支給する給付金

◎ 支給額の計算式 **犯罪被害者負担額 + 休業加算額**

犯罪被害者負担額 … 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額
休業加算額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定

※ 上限：120万円

障害給付金

- ◎ 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者に支給する給付金

◎ 支給額の計算式 **障害給付基礎額 × 倍数**

障害給付基礎額 … 犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定）
倍数 … 障害等級に応じて決定

○ 給付金が減額又は調整される場合

犯罪被害を受けた場合であっても、犯罪が親族間で行われた場合（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く。）や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。また、労働者災害補償保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されることとなる。

■ 要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）

現行制度

- 重傷病給付金については、療養に要した自己負担額を事後的に支給する金銭給付である。
- タイムリーな支給を可能とするため、仮給付制度が設けられている。

○平成29年 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会 提言（抄）

重傷病給付金を支給するためには、負傷又は疾病が犯罪行為を原因とするものであることのみならず、加療期間が1か月以上であり、かつ、3日以上入院したこと等の支給要件や、不支給事由の不存在、減額事由の存否、他の公的給付の有無、損害賠償の有無等を認定する必要がある。また、警察庁が行った調査の結果によると、重傷病給付金の支給者数が重傷者数の1割に満たないこと、平成28年度における重傷病給付金の裁定事案のうち、不支給又は減額支給の裁定となったものが約39%あったことに鑑みると、犯罪を原因とする傷病であることや加療1か月以上の見込みであることのみでの認定をもって支給裁定を行うことは、困難と認められる。

仮に犯罪被害直後から現物給付を導入する場合には、医療機関に対して、犯罪被害者負担額分の支払請求を犯罪被害者に猶予し、支給裁定までの間、支払を受けられない負担を負わせることとなるとともに、不支給又は減額支給の裁定となった場合に犯罪被害者から医療費を回収しなければならないリスク・負担も負わせることとなる。

本検討会としては、多くの医療機関がこのような負担を受け入れるインセンティブを与えることができない現状において、犯罪被害者の負担軽減の手段として現物給付の導入を図ることは、實際上困難であると考えざるを得ない。

⇒ 仮給付制度の改善及び犯罪被害給付制度以外の各種助成制度の活用を提言

■ 議論の観点

① 医療機関に一時的な負担やリスクが生じること

- 現物給付は、労災制度をはじめとした他制度に存在する仕組みではあるが、犯罪被害給付制度において導入する場合、上記の検討会で議論されたとおり、医療機関に一時的な負担やリスクを生じさせ得ることをどのように考えるか。

② 犯罪被害者に事後的に返還を求めることにもなりかねないこと

- ①の負担やリスクを軽減させるために、まず給付をすることとして、不支給・減額となった場合に事後的に犯罪被害者に費用負担を求めることも考えられるが、二次的被害を生じるおそれがあることなどをどのように考えるか。



- 仮給付制度を効果的に運用するため、重傷病給付金に関する仮給付制度の活用状況などの実態把握を行った上で、その結果を踏まえた必要な運用改善を行う。
- また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の減免及び徴収猶予についても、周知・活用を図る。

■ 要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）

現行制度

- 「犯罪行為」： 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）【法第2条第1項】
- 「犯罪被害」： 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む【法第2条第2項】

■ 議論の観点

① 主に被害の「程度」を支給要件としていることとの整合性

- 犯罪被害給付制度は、罪種ではなく被害の程度で支給範囲を定めているが、その中で性犯罪被害者への給付をどのように位置付けるか。犯罪被害給付制度の中で検討すべき事柄なのか。
※ 公判終結まで何の罪に当たるか争いがある場合もある。

② 重傷病給付金に代替する経済的支援制度（公費負担制度）の存在

- 性犯罪・性暴力被害者に対する経済的支援としては、都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、緊急避妊等に要する経費やカウンセリング費用の公費負担制度が運用されていることをどのように考えるか。



引き続き、緊急避妊等に要する経費やカウンセリング費用に係る公費負担制度の充実した運用に努める。

■ 要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し（法第5条）

現行制度

- 遺族の範囲：①犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
②犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた**犯罪被害者の子、父母**、孫、祖父母及び兄弟姉妹
③前号に該当しない**犯罪被害者の子、父母**、孫、祖父母及び兄弟姉妹 【法第5条第1項】

■ 要望について検討すべき点

① 他の制度との整合性

- 犯罪被害給付制度における遺族給付金の受給者の範囲は、労災保険等の他の公的給付制度に倣ったものであり、各種給付制度の中で犯罪被害給付制度においてのみ特に異なる考え方をとる合理性を説明できるか。

② 犯罪被害者等給付金の趣旨との関係

- 親権を有していない親や養育費の支払をしていない親を受給者から除外したり、養育費分を増額・減額して調整したりするということが、被害の早期軽減・再び平穏な生活を営むための支援という法第1条の趣旨にかなうか。
- ・ そのような親について、典型的に、犯罪行為による心身の被害がない、あるいはあったとしても早期軽減等の必要性がないとまで言えるか。
 - ・ 当事者間で調整するのではなく、犯罪被害給付制度の中で養育費を調整することが趣旨にかなうか。
 - ・ 父又は母が単独で犯給金を申請・受給することが可能であることから、国が税金により養育費を立て替えることにもなり得るが、それが適当か。

③ 裁定に当たっての複雑さ・裁定の長期化

- 離婚後の父母の養育の状況を考慮に入れることとした場合、裁定に当たって考慮すべき要素が複雑化し、裁定の長期化を招きかねない。また、上記②と関連するが、養育費を支払っていないという事実のみをもって受給権や受給額を変動させてよいのか、どのような点を考慮すべきなのか、など、法の趣旨と整合するようにその範囲を画しつつ、簡易・迅速な裁定を実現することができるのか。



犯罪被害給付制度の中で、養育費の未払などの状況を考慮して給付額や給付の範囲を調整することは困難であると考えられる。

■ 要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）

現行制度

- 「重傷病」： 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすもの【法第2条第5項】
※政令で定める要件： 当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（※3年）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）【政令第1条】

（制度の沿革）

○平成13年 重傷病給付金が創設【14日以上入院】

当時の要件： 当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する期間（※3か月）内に十四日以上病院に入院することを要したこと

○平成18年 入院要件の緩和【3日以上入院（現行規定）】

- ・ 加療期間が1か月を超える者については、入院期間が2週間に満たない場合であっても、相当程度に高度な手術を要する被害を受けているケースが少なくないことが明らかとなったことから、医療関係者からの聴取等を踏まえ、**検査入院等の場合に通常要する入院期間である1，2日間の入院を除いた最低限の期間である3日間以上入院した者を対象**に、重傷病給付金を支給することとしたもの。

■ 議論の観点

○ 入院要件を撤廃又は緩和することとした場合の理由・立法事実

- 現行制度は、入院による治療を要するほどの重大な被害について給付金を支給するとの考え方に基づくものであるが、その中で、入院を不要とすべき理由をどこに求めればよいか。



まずは、医療関係者への聴取等、**近時の医療環境や治療の実態の把握**を行う。

■ 要望事項⑤ 重傷病給付金の支給期間（3年）の延長

現行制度

- 重傷病給付金の額： 重傷病給付金の額は、**犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額**（当該**犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間**を経過するまでの間.....における療養に要した費用の額.....から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額.....とする。【法第9条第2項】
- ※政令で定める期間： **法第九条第二項の政令で定める期間は、三年とする。【政令第7条】**

（制度の沿革）

- 平成13年 重傷病給付金が創設【3か月】
- 平成18年 支給期間の拡大【1年】
- ・重傷病給付金の支給対象のうち少なくとも7割以上の方の医療費が給付できるよう、支給期間を拡大
- 平成30年 給付期間の拡大【3年】（現行規定）
- ・支給裁定事案の追跡調査の結果、458件中457件が3年以内に治癒又は症状固定しており、その他の1件も他の公的制度による救済（自立支援医療制度による医療費の負担軽減）がなされていた。

■ 議論の観点

① 立法事実の有無や社会保障・福祉制度とのすみ分け

- 平成30年改正時の調査・有識者検討会で、支給期間を無期限とするまでの立法事実は認められないとされたことをどう考えるか。
- 長期の療養について犯罪被害給付制度で対応するべきか。一般的な社会保障・福祉制度の活用が検討されるべきか。

② 障害が残存するような場合には別途の手当があること

- 障害が残存するような場合には、障害給付金や障害年金の支給を受けることができる場合があることをどのように考えるか。

③ 支給期間が長期化すると、治療中の傷病が犯罪行為を原因とするものか否かの認定が困難になるおそれがあること

- 平成30年改正に当たって開催された有識者検討会で、支給期間の長期化に伴い、治療中の傷病が犯罪行為を原因とするものか否かの認定が困難になるおそれが指摘されていることをどのように考えるか。



中長期的な治療を必要とする方については、まずは**一般の社会保障等制度を十分に活用していただくべく、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした途切れない支援の提供に取り組んでいく。**

○ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・P3

要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・P4

要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・P5

要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・P6

要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・P18

○ 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・P20

○ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要

趣旨

日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残った日本国民に対し、国が社会連帯共助の精神に基づき、弔意・見舞いの意を示すため、弔慰金又は見舞金を支給するもの。

国外犯罪被害弔慰金

◎ 国外犯罪行為により死亡した日本国民の第一順位遺族に支給する弔慰金

※「日本国民」：国外犯罪行為発生時、日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められるものは除く。

※「遺族」：国外犯罪行為発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住居を有しない者を除く。

◎ 支給額 200万円

※ 第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額

国外犯罪被害障害見舞金

◎ 国外犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における精神又は身体の障害（障害等級第1級相当）が残った日本国民に支給する見舞金

◎ 支給額 100万円

手続

- 支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し（日本国内に住所を有しない者は領事官経由可）、裁定を受ける。
- 都道府県公安委員会は、裁定のため、外務省その他の公務所・公私の団体に協力を求めることができる。

※支給されない場合：当該被害者がやむを得ない理由なく、治安の状況に照らして生命・身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していた場合等

支給実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国外犯罪被害弔慰金	1名／200万円	4名／800万円	1名／200万円
国外犯罪被害障害見舞金	—	—	—

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しについて

要望事項 支給水準の引上げ

現行制度

- 「国外犯罪被害弔慰金」： 国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする【法第8条第1項】
- 「国外犯罪被害障害見舞金」： 国外犯罪被害者一人当たり百万円とする【法第8条第3項】

<制度の制定経緯>

○平成28年 与野党による協議を経た後、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が議員立法として提出・成立。

※平成28年5月18日 衆議院 内閣委員会（抄）

（内閣委員会委員長）国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国外犯罪行為等について必要な定義を規定するとともに、国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に対して国外犯罪被害弔慰金として二百万円を一時金として支給すること等を規定することとしております。

第二に、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会等に申請し、その裁定を受けなければならないこと等の支給手続等を規定することとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

過去の有識者検討会での議論

○平成26年 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会取りまとめ（平成26年1月）（抄）

本検討会では、海外での犯罪被害者も、被害に遭うという意味では日本国内の被害者と共通性があり、海外で日本人が犯罪被害に遭った場合においても、その後の経済的支援をしっかりと行うことが重要であるとの意見が出されるなど、国としての支援の必要性を認める意見が多数を占めたことを受け、犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきと考える。

他方、既に検討済みのように、海外での犯罪事実の調査や認定等の困難性等にかんがみ、本支援制度については、金額は多少低額になっても、国として速やかに被害者へ見舞金を支給できるよう、死亡事案に限るなど犯罪被害の類型等により支給対象を限定する形で、また、事実の認定に関しては、国内での犯罪被害に関する犯罪被害者等給付金の裁定において行われているような厳密な調査を要さず、在外公館の有する情報等、入手可能な範囲の情報を基に行うような、単純な制度を目指すべきである。

議論の観点

○ 制度制定経緯や制度趣旨等との関係

- ・ 本制度の支給水準の引上げ、本制度の支給水準に関する犯罪被害給付制度との比較、詳細な事実関係資料が入手できる場合における犯罪被害給付制度の適用に関する声がある一方で、上記のような制度の制定経緯、弔意・見舞いの意を示すための一時金という制度趣旨、厳密な調査を要さない形での一律定額支給という制度の立て付け等を踏まえ、どう考えるか。



制度の制定経緯や趣旨等を踏まえつつ、今後の議論に資するべく、諸外国における制度について調査し、公表する。

○ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・P3

要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・P4

要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・P5

要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・P6

要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・P18

○ 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・P20

○ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

「立替払」などの新たな制度について

背景にある要望について

○関連する国民からの要望・意見（令和6年7月から8月に実施した要望・意見聴取の結果）

49

被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。

○その他参考となる御意見

【新全国犯罪被害者の会創立大会決議（抄）】

- ・犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を求める。
- ・損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、損害賠償請求権を国が買い取る制度の創設を求める。

【日本弁護士連合会・犯罪被害者等補償法制定を求める意見書（要約）】

①加害者に対する損害賠償請求により債務名義を取得した犯罪被害者等への国による損害賠償金の立替払制度、②加害者に対する債務名義を取得することができない犯罪被害者等への補償制度、の2つを柱とし、現行の犯給法による経済的支援を包摂した新たな犯罪被害者等補償法を制定するべきである。

過去の議論のポイントの整理

過去の有識者検討会においても様々な議論がなされたところ、その議論のポイントはおおむね次のとおり整理できる。

① 「立替払」制度を支える理論的な根拠（国の責任や制度趣旨）をどこに求めるか

- 民事上の損害額は、加害者が負う民事上の責任の範囲であるところ、これを国が「立て替える」根拠をどこに求めるか。
- 履行を得られない債権は数多くあるところ、犯罪被害に係る債権についてのみ国が「立て替える」根拠をどこに求めるか。

② 求償の実効性をいかに確保するか

- 国に特別な権限があるわけではない中では、求償の実効性に期待が持てないことをどう考えるか。
- 国の徴収権限を強化する意見もあり得るが、我が国においてそのようなことが妥当・可能か。

③ 財源をどのように考えるか

- 財源の「量」の問題のみならず、①の制度の性質との関係（税を財源とした場合の公平性の要請等）も含めて、財源をどのように考えるか。



今後の議論に資するべく、北欧を含む諸外国について、犯罪被害者に対する支援制度やその財源の在り方の調査を行い、公表する。

■ 過去の有識者検討会の議論

○経済的支援制度に関する検討会 最終取りまとめ（平成19年9月）

そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられないでいる実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異ならないから、結局、本項の問題については1～5までで行った給付制度の検討に帰着するものと考えられる。

○犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会 取りまとめ（平成26年1月）

新たな補償制度に関し、「補償」の意義について、犯罪被害者等基本法第3条により、国は、犯罪被害者等が事件前の平穏な生活に戻るために補償をする責務があるのではないかと意見があった。

これに対し、国に「損害」を補償する責務があるとする場合、その前提として、国に責任があるから補償するという理論的根拠を要するのではないかと意見があった。

また、国はある意味社会の代表者であり、その国と犯罪被害者等を二項対立的に捉えない方がいいのではないかと意見があった。

さらに、犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者に対する広い意味での「福祉」の理念のもと、社会正義の実現等を求めているのではないかと、給付水準等は、財源及びその支給根拠に国民全体の理解が得られるか否かといった要素で導かれるのではないかと意見があった。

○犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（令和6年4月）

【立替払について】

損害回復・経済的支援の在り方に関して、

- 犯罪被害者等に生じている被害の回復をすることを目的として考えるべきであり、その回復すべき被害として、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 犯罪被害者等が長期間にわたり、苦労して債務名義を得たとしても、実際に加害者から賠償を受けることができていないことから、「立替払」を考える必要がある。なお、債務名義を得られない場合には、別の制度を設けて手当てする必要がある
- 国が直接損害賠償責任を負うわけではないが、基本法の基本理念を踏まえれば、犯罪被害については特別に、加害者の一義的な責任を前提として国が「立替払」という責務があると観念することができるのではないかと
- 「立替払」をすべきであるとする背景にある国の責任としては、犯罪から国民を守るべき治安責任があるということと、加害者を刑務所に収容することで、民事上の責任を果たさせる機会を国が奪っているということがあるのではないかと。また、加害者に責任があるからこそ、国が「立替払」をした上で、国が犯罪被害者等に代わって加害者の民事上の責任を追及するべきではないかと。犯罪被害者等が有する損害賠償債権については、他の債権とは区別して検討する理由があるのではないかと。など、「立替払」を検討すべきであるとの意見やその前提となる国の責任や債務名義を得ても加害者から賠償を受けられていない現状に関する意見があった。（次ページへ続く）

○犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（令和6年4月）（前ページからの続き）

一方で、

- 少なくとも、「立替払」をしなければ許されないという意味での「責任」が国にあるというわけではないということは言えるのではないか。その上で、「立替払」を制度として考えるときに、その背景にある考え方・根拠を、基本法をもとにした観念的な意味での「責任」があるというだけでは説明できていないのではないか。「立替払」という制度設計であったとしても、賠償責任がない国がなぜ民事上の賠償額そのものを支払うこととなるのかの説明が必要ではないか
- 様々な被害原因がある中でなぜ犯罪被害についてのみ損害額を国が「立て替える」こととなるのか、履行を得られない債権の中でなぜ特定の犯罪被害に係る損害賠償債権のみを国が「立て替える」こととなるのか、といった点について、どのように整理するのか、基本法の理念だけでは説明しきれないのではないか
- 財源の観点からは、一般に、税を財源とする場合、給付に対価性・牽連性はないこととなり、また、限りある財源の中で給付要件や給付水準を考えることとなり、さらに、公平性の観点も重要となるが、国が税により損害額を「立て替える」という制度をどう考えればよいのか

など、「立替払」という制度が具体的にどのような性質を持つものなのか、どのような理論的背景・根拠の下で成り立つものなのかといった点について意見もあった。

また、

- 「責任」という言葉は多義的であり、どのような意味で用いられているのか、注意が必要なものである

との意見もあった。

この議論に関連して、

- 「立替払」であれ、犯罪被害給付制度であれ、いかなる経済的支援制度をとったとしても、加害者の責任が減じられるわけではなく、また、加害者にそのように感じさせてはならない
- 加害者がその損害賠償責任を果たしていないにもかかわらず、刑期を満了したことで、「罪を償った」と思わせることがあってよいのか。加害者の更生は、犯罪被害者等に対する賠償も行われてこそ果たされるものであり、作業報奨金をより積極的に賠償に充てさせるべきではないか

など、加害者の民事責任を全うさせることの重要性や矯正の在り方に関わる意見があった。

【損害回復・経済的支援の在り方について】

「民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ」を検討課題としている中で、犯罪被害者等に対する経済的支援のあるべき姿についても様々な議論があった。

具体的には、

- 犯罪被害者等に生じている被害の回復をすることを目的として考えるべきであり、財政事情や国民の理解といった観点から、上限額を設けることはあり得るが、その回復すべき被害として、民事上の損害が基本に考えられるべきではないか
- 損害を填補することは、負の状態をゼロの状態にしているに過ぎないため、他の公的給付等と比べて「手厚い」「手厚くない」という議論ではないのではないか

など、特に民事上の損害を基本に考えることが損害回復・経済的支援のあるべき姿ではないかとする意見があった。（次ページへ続く）

○犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（令和6年4月）（前ページからの続き）

一方で、

- 慰謝料も民事上の損害賠償の一部ではあるものの、加害行為の悪質性も含めて様々な事情を考慮して定まるものである。「損害」と言っても、民事上の損害には、経済的な損失として具体的に算出できるものから、様々な事情が総合考慮されて決まる慰謝料まであり、犯罪被害者等に対する行政からの経済的支援を考えるに当たって、民事上の損害をそのまま参照することが適切なのか
- 犯罪被害者等に対する支援を充実させていくということを、国からの金銭給付による経済的支援制度の有り様という観点から考えると、被害原因にかかわらず利用できる社会保障制度がベースとしてある中で、被害原因によって各種の給付制度が設けられており、その全体の中での犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方や内容を考えることが必要であり、制度の合理性に対する説明と結びつく形で具体的に犯罪被害特有の事情を説明することができるかという視点が欠かせない。また、給付（補償）内容と財源は無関係ではなく、財源の違いから来る給付（補償）の違いにも配慮しなければならない
- 支援を必要とする方に必要な支援をすることは当然のことではあり、犯罪被害が与える影響や犯罪被害給付制度の目的や性格に照らして考える必要はあるが、社会保障分野で議論があるように、金銭給付による支援を制度として考える場合には、自立の意欲をかえってそごような制度設計になってはいないか、制度の濫用を生じるおそれはないかといった点にも配慮が必要ではないか

など、経済的支援を考える際に民事上の損害を参照することの妥当性や、財政的支出を伴う制度としての位置付け等に関する意見もあった。

また、

- 犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援施策については、国、地方公共団体等の様々な主体による施策全体を通して考えていく必要がある
- との意見もあった。

本検討会では、必ずしも現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めた経済的支援の在り方について議論を重ねたが、加害者に一義的な責任がある中で国の責務・役割をどう考えるか、財源をはじめ、公的な給付制度・社会保障制度等の中で、給付水準や国民負担との関係をどう考えるかなど、国家財政や社会保障等の様々な制度にも関わるものであり、一致した結論を得るに至らず、課題として残されたものである。

【おわりに（(2)残された課題について）】

…犯罪被害者等が加害者から損害賠償を十分に受けることができていない現実に向き合わなければならないことも、本検討会として一致した認識である。基本法の前文にもうたわれているとおり、犯罪により生じた損害を賠償することについて、もとより加害者に一義的な責任があることは前提であり、今後の議論においても出発点となるものである。国が加害者に代わって損害を立て替えて支払い、国が加害者に対して求償する制度が考えられないかとの意見も、同様に加害者に一義的な責任があることを前提としているものではあるが、一方で、その根拠となる制度趣旨をどう考えればよいのか、国はいかなる性質の責任を負っており、加害者の責任との関係はどうなるのかなどの課題も指摘されており、加害者に一義的な責任があるからこそ、国が損害を立て替えることを法的に根拠付ける困難さについての意見もあった。（次ページへ続く）

【おわりに（(2)残された課題について）】

本検討会での議論全体を通じて、刑事施設で刑に服している間の損害賠償責任の履行をどのように考えるのか、矯正の在り方は今のままでよいのかなど、加害者本人の責任の履行に関する意見もあった。

そもそもの経済的支援のあるべき姿についても、民事上の損害を基本に考えるべきであるとの意見があった一方で、算定の方法や考慮要素などを考えると、必ずしも経済的支援の内容を考える際に民事上の損害を参照すべきとは言えないのではないかとの意見もあった。

また、犯罪被害者等に対する経済的支援を考える場合には、財政的支出を伴う制度である以上、その財源について議論することとも必要となるとの指摘とともに、現在は税負担に基づく一般財源によっているところ、これを継続するという考え方のほか、有罪判決を受けた者から賦課金を徴収することや保険料を広く徴収することなど、新たな財源についてのアイデアも示された。

このほか、社会保障制度等の被害原因にかかわらず利用可能な制度との関係をどう考えるか、国、地方公共団体等による各種支援が全体として効果的なものとなっているかなど、犯罪被害者等に対する支援全体の捉え方、検討の視点についても示されたところである。こうした点については、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」で議論されているところであるが、犯罪被害に特化していないものも含めて、国、地方公共団体等が行っている犯罪被害者等が利用できる支援施策が十分に活用されているのかどうか、そのための体制が支援の現場である地方公共団体等に整っているかという視点も重要である。

これらの議論を踏まえると、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組（以下「損害回復・経済的支援等への取組」という。）の在り方については、本検討会における議論で示されたような様々な観点から検討する必要がある。

この点、そもそも損害回復・経済的支援等への取組については、第4次犯罪被害者等基本計画において重点項目の一つに掲げられ、「もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない」とされている。

損害回復・経済的支援等への取組については、その財源も含め、広く国民の理解が得られるよう努めながら、犯罪被害者等施策推進会議の下で犯罪被害者等基本計画に盛り込むべき事項の検討並びに施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、刑事、民事、社会保障、財政等の様々な専門分野からの視点も踏まえて、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきである。

○ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・・・・P3

要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・・・・P4

要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・・・・P5

要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・P6

要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・・・・P18

○ 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・・・・P20

○ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

現状

- 各種支援制度につなぐための仕組みとして、各地方公共団体においてワンストップサービス体制構築に向けた検討・取組が推進
- つなぐ先である支援制度のうち、犯罪被害者等に特化した支援制度（特化制度）は、地方公共団体毎に内容、要件等が様々
- 一般的に利用できる社会福祉等制度についても、活用可能な制度が利用されているのか、継続的に把握・分析する必要

意見・要望等

- 地方公共団体による見舞金制度について、地域間格差を埋めることが必要である。
- 性犯罪を対象とした見舞金の仕組みを設けるべきである。制度の有無を公表するなどにより、制度の導入を促してほしい。
- 既存の給付金・見舞金制度や公費負担制度では、日常の細かな生活に対する支援が十分ではない。被害後の生活支援に対する取組を進めるべきである。



- 地方公共団体における地域の実情を踏まえた犯罪被害者等に特化した支援制度の充実・検討に資するべく、見舞金制度に係る地方公共団体の取組に関する調査項目を拡充するなど、実態把握・分析を行いつつ、好事例の情報提供等を行う。
- 一般の社会福祉等制度を十分に活用していただくべく、ワンストップサービス体制の確立・充実に向けた取組を進め、併せて、支援実態の把握・分析・改善を行う。犯罪被害者等が利用できる制度についての取扱いに誤りが生じないよう、引き続き、関係機関・団体に対する広報啓発・周知を実施する。

○ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・P3

要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・P4

要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・P5

要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・P6

要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・P18

○ 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・P20

○ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

被害時期に応じた適切な支援の提供

(特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）

現状

- 被害の影響とその影響が及ぶ期間は、犯罪被害者等ごとに異なる。
- 被害からの時間経過や影響からの回復経過とともに支援のニーズは変化していく。
- 支援現場に、中長期的な影響の実情や支援ニーズが伝わっていないのではないか。

意見・要望等

- 犯罪被害者やその家族に対する精神的ケアに関する施策を充実させてほしい。
- 被害者支援センターの役割に殺人事件遺族に対する精神的な被害軽減、長期にわたる寄り添い支援を明記し、そのための体制整備、都道府県等による支援強化の必要性を明らかにしてほしい。
- 基礎自治体の支援においても、殺人事件遺族の長期にわたる支援が重要な対象となることを明記してほしい。



被害からの経過時期に応じた支援ニーズを支援現場で共有することが必要であり、そのためには、犯罪被害者等が中長期的に受ける影響について実態を把握することが必要

- ⇒ 具体的な取組として、特に中長期的な影響を受けることが予想される罪種の被害者・遺族に対するアンケート等調査を実施し、
- ・被害からの経過時期や環境の変化で生じる被害の影響と支援のニーズ
 - ・受けることができた支援と被害からの回復状況（回復に寄与したこと、経過）
- などについて、実態を把握し、それに基づき被害時期に応じた支援ニーズの把握・分析と結果の情報共有を行う。

- 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用

1 国による経済的支援について

(1) 犯罪被害給付制度について

- 要望事項① 重傷病給付金の現物給付化（法第2条等）・・・・・・・・・・・・・P3
- 要望事項② 性犯罪被害に関する給付の充実（法第2条）・・・・・・・・・・・・・P4
- 要望事項③ 離婚後の父母が第一順位遺族となる場合の受給者・受給額の見直し
（法第5条）・・・・・・・・・・・・・P5
- 要望事項④ 重傷病給付金の支給要件（入院3日要件）の緩和（政令第1条）・・P6
- 要望事項⑤ 重傷病給付金の給付期間（3年）の延長（政令第7条）・・・・・・・・P7

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について・・・・・・・・・・・・・P9

(3) 「立替払」などの新たな制度について・・・・・・・・・・・・・P12

2 地方公共団体による経済的支援について・・・・・・・・・・・・・P18

- 被害時期に応じた適切な支援の提供・・・・・・・・・・・・・P20
- 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保・・・・・・・・・・・・・P22



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保について

現状

➤ 支援の主体・内容

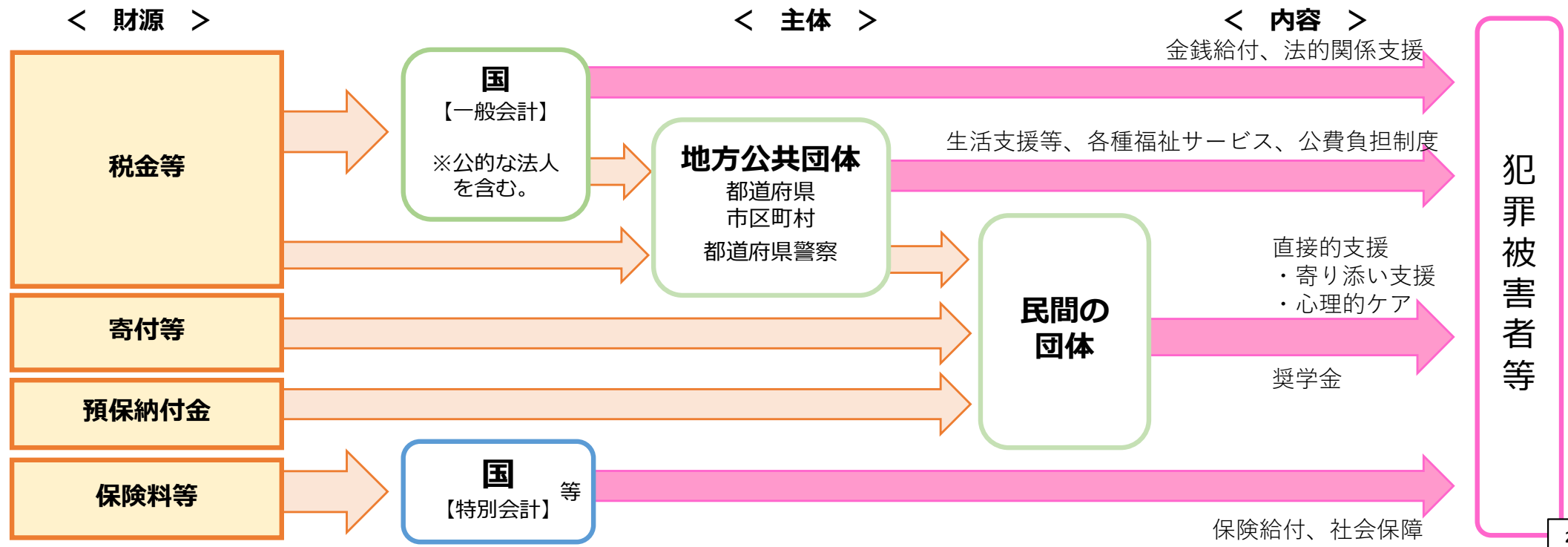
国、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体をはじめとする民間の団体といった様々な層の主体が、金銭給付だけでなく、住居関係支援、生活関係支援、医療・心理的ケア関係支援、法的関係支援（民事手続、刑事手続のいずれも含む）、寄り添い支援といった、被害直後から長期にまでわたる支援を犯罪被害者等へ提供している。また、社会保障等の制度・サービスもある。

➤ 財源

犯罪被害者等に対する支援の財源については、それぞれの支援(制度)の趣旨等に応じて、国民一般の負担による税金等のほか、民間（国民）からの寄付等や、預保納付金といった犯罪被害者支援の充実のために使途が明定されているもの、さらには保険料等の制度の性格上特別な財源を持つものと多岐にわたる。

犯罪被害者等に対する支援の主体・内容・財源の現状（イメージ）

※犯罪被害者等支援に特化したものだけに限らない。下図は例示として簡略化したもので、網羅的ではない。



議論の観点

犯罪被害者等への支援における支援内容・主体（＝使途先）とそのための財源（＝負担の在り方）の関係は複雑で様々なものがあるところ、両者の関係を踏まえた議論が必要。

（過去の有識者検討会等における意見等の大まかな整理）

負担の在り方 使途先		税	既存の罰金	有罪判決を受けた者に対する課徴金等	保険料	寄付等
総論		現状、税を中心とした一般財源が、直接給付、支援のための体制整備・人材育成に充てられている。 （特徴） ○ 一般財源を原資とする他の施策（公的制度等）との間での公平性が求められる。	※罰金は一般財源に繰り入れられている。 （主な意見） ○ 国民にとって一番納得感のある財源ではないか。 ○ 罰金を犯罪被害者等施策に充てる形をとることは、一般財源を原資とする他の施策の一部を削って回すということであり、限られたパイの中の食い合いになる。 ＜罰金・課徴金等に共通＞ ○ 外国では罰金や課徴金等を補償・給付だけではなく広く犯罪被害者等施策全般の財源とする国もあることを踏まえた議論も必要ではないか。	（主な意見） ○ 国民の納得感のある「新たな財源」の選択肢の一つではないか。 ○ 徴収に行政コストをかけられない中で、徴収の実現に大きな困難があるのではないか。 ○ 「課徴金」の性質は何か。（刑罰とする見解、罪を犯したことに対する課税、目的税に近いとする見解がある）	（主な意見） ○ 犯罪被害は一定の確率で偶発的に発生し、誰もが被害者になり得るものであるため、保険になじむといえるのではないか。 ○ 理念的には考えられても、保険料の徴収をどのように行うかなど、現実的な困難が大きいのではないか。 ○ 保険給付の対象範囲をどう考えるか。	現状、主に、支援のための体制整備・人材育成に充てられている。 （特徴） ○ 寄付や助成等を通じて幅広い主体が犯罪被害者等支援を支えることには重要な意義がある一方、安定的な財源確保が見込みづらい。（※都道府県・地域によるばらつきもある。）
各論	直接給付	（主な意見） ○ 他の財源の課題を踏まえると一般財源で考えるのがよいのではないか。 ○ 一般財源を引き当てる形で経済的支援の水準を上げていくということは、国民負担の水準と公的給付等の水準をともに上げていくといった、国の在り方そのものを変えるような議論に他ならないのではないか。	（主な意見） ○ 殺人、傷害致死等の重大な犯罪の犯人には罰金刑は科せられず、原因者と負担者の間にずれがあることをどう考えるか。 ○ 罰金を科す理由となった犯罪とそれを財源として補償金等を被害者に支払う場合の犯罪が一致すべき必然性はないのではないか。 ＜罰金・課徴金等に共通＞ ○ 他の財源に比べ、入口と出口のずれが相対的に一番小さいともいえるのではないか。	（主な意見） ○ 加害者にとって自分の事件の被害者に対する賠償に加え、一般的な被害者救済のための制裁や不利益が課されることに合理性があるのか。 ○ 主たる負担者と原因者が一致しないことをどう考えるか。（有罪判決の大半は被害者を生まない特別法犯である中、「有罪判決を受けたこと」が合理的な理由となるのか。）	（主な意見） ○ 故意による犯罪について相手方に補償を与えるための保険制度は、公序良俗に反すると考えられる。 ○ 故意の犯罪行為については事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担制度を構築することは困難と考えられる。	
	支援のための体制整備・人材育成	（主な意見） ○ 民間団体に対する国の財政的援助は、事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助が適当と考えられる。				（主な意見） ○ 独立した組織としての自主的な活動等に鑑みると、各民間団体において、自主財源によって、可能な限り必要な経費を確保することが望まれると考えられる。



給付だけではなく直接的支援をも含む犯罪被害者等施策全般に関し、「使途先」と「負担の在り方」の関係についての今後の議論に資するべく、諸外国における犯罪被害者等への支援施策（支援内容、主体、体制）、財源の状況（負担の考え方）について調査し、公表する。

(1) 第45回基本計画策定・推進専門委員等会議「犯罪被害者等施策の財源の在り方に関する有識者意見聴取」（令和6年12月16日）

○佐藤主光構成員による発表（テーマ：財政一般）（抄）

【大事なポイント】

全体的に大事なものは3つあって、一つは、やっぱり、先ほど申し上げたように、「理解」です。自賠責の賦課金に関して申し上げますと、ユーザーの方々からの理解がちゃんと求められるかどうかであります。一般的に、消費税だって増税ありきの議論したら、みんな怒るのと同じことでありまして、やっぱり賦課金、負担ありきではないということです。趣旨をちゃんと理解していただくということと、やっぱり何らかの応分の対応策、自賠責の例で言えば、まずは一般会計に貸していたお金を返してもらうことであります。普通、消費税を上げるという議論をするときには、だったら政府だって身を切る改革をするべきだ、だから行革をするんだとか、無駄な支出は切るんだとか、こういったことをちゃんとやるということが国民皆さんからの理解につながるということと同じですね。

それから2つ目は、やっぱり「使い方」です。使い方については徹底的な検証が必要だということです。財源も限られていますので、多くの方々にとって有益なものであるためには、やっぱり、その一番ニーズの高いところ、効果の高いところに重点化させていくということ、予算を重点的に配分するということは必要になるわけですね。

最後の3つ目は「徴収の工夫」です。例えば自賠責の賦課金に関して言うと、保険料に賦課していますよね。それから最後に出させていた公害健康被害補償制度も、自動車重量税なんですよ。つまり、そのためだけに新しく徴収のための制度を作るって意外と大変なので、何らかの今ある徴収の仕組みに賦課させていくというのが、ある意味、制度設計としては執行を確実にできる。そういう意味において安定的な財源の確保につながるということになるかなと思います。

【議論の順番】

（略）先ほど申し上げたとおり、やはり順番がすごく大事でありまして、賦課金導入時もものすごく議論をしたのですが、やっぱり財務省に貸したお金をちゃんと返してくれという議論と併せての賦課金の導入でありますし、使い方についてもちゃんと精査しますよというお約束、これらが一体になって初めて合意が得られたんだというふうに私は理解しておりますので、これは議論の順番というのがやっぱり大事なかなと思います。

【新しい制度を作るに当たっての考え方】

1つは、（中略）、社会福祉は、理由は問わないんです。貧困に陥る理由は問わずに、貧困に陥ってしまった方々に対する支援というのは今もあります。もちろん犯罪被害者の方でも、それによって結果として困窮すれば、当然のことながら生活保護であるとか、その他、社会福祉の対象者になるということは十分あり得べしだと思います。ですので、新しい制度をつくるというよりは、今の制度をどうちゃんと充実させるか、活用していくかという問題かなというのが1つ目の答えです。

2つ目は、特別なニーズということで、例えば自賠責の場合、事故によって身体的な障害を負うことがあります。回復のためのリハビリ等は、通常の福祉では対応できないことになります。おそらく何らかの形で新しい制度をつくる必要があるとすれば、それは犯罪被害者の方々から、既存の枠ではできない何らかのサービスが求められているというところ、そこの1点に帰するかなと思います。

○佐伯仁志中央大学法務研究科教授による発表（テーマ：海外の犯罪被害者等施策の財源）（抄）

【アメリカにおける被害者被害者等施策の財源について】

1984年の犯罪被害者法が犯罪被害者基金を設立いたしましたして、有罪となった被告人に科された罰金、没収した保釈金、没収、特別賦課金をこの基金に入れて、連邦及び州の被害者救済に充てることを規定いたしました。

特別賦課金は、連邦犯罪で有罪となった全ての者に対する量刑において、裁判所が義務的に賦課するものとされています。

（中略）

基金は一般財源からは補填を受けていませんけれども、…（略）

（中略）

基金からの支出は、児童虐待事件の捜査・管理・訴追、あるいは被害者証人プログラム、あるいは被害者告知制度に最初に支出され、残額が被害者補償フォーミュラ助成金プログラム、あるいは被害者支援フォーミュラ助成金プログラム、それから裁量的な助成金の支出に充てられるとされております。

【日本へのアメリカの「特別賦課金」の導入可能性について】

（略）導入することが望ましいかと聞かれると、よく分からないという答えになってしまいますが、導入することが可能かと聞かれれば、導入することは可能であり、検討にも値するのではないかと考えております。

もともと、私は、以前からアメリカの制度等を研究した際に、国が徴収した罰金や没収・追徴の額を被害者支援のために使うというアメリカの制度は望ましいものではないか、日本でも導入を検討すべきではないかと考えて、論文等にも書いたことがあります。ただ、そのような制度の導入が実際上難しいということであれば、それに代えて特別賦課金のような制度の導入を検討するというのも理論的には可能ですし、また検討に値するのではないかと考えております。

【アメリカにおいて、加害者から徴収した特別賦課金が犯罪被害者等のための施策に充てられることについて】

特別賦課金が、直接、被害者の損害、つまり加害者自身が与えた損害の補償あるいは賠償であると考えたと、確かにおっしゃるとおり、被害者のいない犯罪についての特別賦課金は正当化されないということになるのかと思いますけれども、特別賦課金の制度が導入される前から、罰金や没収・追徴については被害者のために使うという制度が既に存在していて、その場合には、罰金や没収・追徴というのは、別に被害者のいる犯罪だけではなくて、社会的法益や国家的法益に対する犯罪で有罪になった被告人に対する罰金ですとか、あるいは没収・追徴が使われていたわけです。そこでは罪を犯した被告人が払ったお金と被害者との間には対応関係がそもそもなかったわけで、さらに、その財源を付加するためと言うとちょっと語弊があるのかもしれませんが、特別賦課金という新たな制度を設けて、それも被害者のために使うということですので、もともと、被告人が払ったお金と被害者への支援、被害者のための支出に対応関係はなかったわけで、特別賦課金になると突然問題にされるというのは、私には理解できないですし、アメリカでその点を問題にしているものは多分ないのではないかと思います。

■ (2) 過去の有識者検討会の議論

○経済的支援制度に関する検討会 最終取りまとめ（平成19年9月）（抄）

犯罪被害等の原因者は犯罪者であるところ、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは、加害者であることから、自動車損害賠償保障制度のような責任保険制度が採れば、それに抛るべきとも考えられるが、同制度は、誰もが場合によっては被害の原因者となり得ること、そこに原因者集団を観念的に捉えることができることを前提にしており、殺人、傷害等の故意の犯罪行為については、その性質上、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担の制度を構築することは困難である。

罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけ出すのは困難であり、また、一般的に特定財源枠を可能な限り縮小していこうとする国の大方針と逆行する感は否めない。

また、有罪判決を受けた者から一定の額を徴収する課徴金制度の導入については、その主たる負担者と原因者が一致しない上、徴収コスト面の問題もあり、犯罪被害者等の支援に特化した形で検討することは、困難である。

したがって、結局のところ、犯罪被害者等に対する経済的支援は、社会の連帯共助の精神に則り、一般財源からの給付を行うことをもって原則とすべきである。

○民間団体への援助に関する検討会 最終取りまとめ（平成19年9月）（抄）

【第1 民間団体による活動の意義、民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割】

2 民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割

民間団体が関係機関と連携協力を図りつつ、各地域に根ざした自主的な活動を展開するためには、国、地方公共団体、民間それぞれが、財政的援助も含め、民間団体の活動を援助していくことが重要である。

なかでも、地方公共団体は、基本法により地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施する責務を負うとともに、その基本的施策の一つとして、国と同様、民間団体への援助に必要な施策を講ずることとされている（基本法第5条、第22条）。

個々の民間団体の活動・財政状況や犯罪被害者等のニーズなど地域の実情を身近に把握できるのは地方公共団体であることにかんがみると、地方公共団体において、援助の対象となる団体・事務の範囲や具体的な援助の内容等の詳細を決定することが、効果的な援助を行う上で適当であると考えられる。

国においては、こうした地方公共団体による民間団体の援助の取組が促進されるよう、地方公共団体に対し、要請や啓発、情報提供等を行うとともに、地方公共団体の取組状況等を踏まえ、国庫補助や地方財政措置等所要の財政上の措置を講ずることを検討すべきである。また、こうした地方公共団体を通じた援助のほかに、標準的な研修カリキュラムのモデル案の作成・周知、民間団体の意義・活動一般に関する広報啓発、全国的な被害実態等に関する調査の実施など、全国的な視点から必要とされる援助を重点的に行うのが適当であると考えられる。

また、民間団体の自主的な活動が活発になるためには、国・地方公共団体による財政的援助のみならず、会費や寄付、民間助成団体からの助成など民間の資金も活用され、幅広い形で民間団体の組織運営や活動に要する費用が賄われることが重要である。国・地方公共団体においては、こうした民間の資金が活用されるよう、広報啓発への協力や民間助成団体への働きかけ等を行うとともに、国においては、民間の寄付等に係る税制上の優遇措置を講ずることが適当であると考えられる。

（次ページへ続く）

○民間団体への援助に関する検討会 最終取りまとめ（平成19年9月）（抄）（前ページからの続き）

【第2 国による民間団体への財政的援助の在り方】

1 国による財政的援助の在り方を検討する際の基本的な考え方

民間団体は、支援の提供者として不可欠の存在であり、前述した民間団体による支援活動の意義の大きさにかんがみると、その活動を促進し、犯罪被害者等が望む場所でニーズに応じた支援を安定的に受けられるようにするため、民間団体に対し国を始めとする公的な財政的援助を充実させる必要性は高い。

一方、民間団体は関係機関と連携しながら独立した組織として自主的に活動していること、行政改革の流れの中で国から公益法人に支出される補助金・委託費等の見直しが行われている状況等にかんがみると、各団体において、可能な限り必要な経費を確保することが望まれ、民間団体に対する国による財政的援助は、事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助について検討することが適当であると考えられる。

また、援助の対象となる団体については、公的な財政的援助の前提として、活動の公益性、政治的中立性に加え、援助の実効性が確保されなければならないことから、援助対象となる事業の性格・内容等に応じ、当該事業を適切かつ確実に実施できるような一定の体制がとられていることが必要と考えられる。…（略）

○犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（令和6年4月）（抄）

【財源について】

犯罪被害者等に対する経済的支援に関する財源については、平成18年から19年まで開催された「経済的支援に関する検討会」などにおいても、

- 既存の罰金の活用
- 有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課
- 保険料等の徴収

などのアイデアが示されてきたが、いずれについても課題があるとされたところである（過去の議論については、参考資料6（p29～50）参照）。本検討会においては、総論的な議論として、

- 財源が確保できなければ制度が絵に描いた餅に終わってしまうため、財源面も含めて制度設計を考えることが必要不可欠である。財源について議論しておくことが、結果的に犯罪被害者等に対する支援を充実させることにもつながる

との意見があった。

また、財源の在り方に関しては、

- 新たな財源について様々な課題があることなどを考えると、一般財源で考えていくのがよいのではないかと

などの意見があった一方で、

- 公的給付等による救済を必要とする方々が様々なことを考えると、一般財源を引き当てる形で犯罪被害者等に対する経済的支援の水準を上げていくということは、国民負担の水準と公的給付等の水準をともに上げていくといった、国の在り方そのものを変えるような議論に他ならないものだという認識が必要ではないかと

などの意見があった。

さらに、財源として考え得る個別のアイデアに関しては、

- 既存の罰金を活用することについては、罰金の対象者と経済的支援制度の対象との間にずれがあるほか、一般財源に組み入れられており、他の施策とパイを食い合うという状況となるため、現実的な議論ではないのではないかと

（次ページへ続く）

○犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（令和6年4月）（抄）（前ページからの続き）

- 有罪判決を受けた者に対して課徴金等を賦課することについては、結局、加害者に資力がないということに端を発しているとする、方法論として意味あるものにできるのか。むしろ、資力がある加害者には損害賠償責任を果たさるべく、執行を強化することの方が大事ではないか
 - 外国では罰金、課徴金等を財源としている国もあるが、犯罪被害者等に対する補償・給付のためだけの財源となっているわけではなく、広く犯罪被害者支援全般に使われているものであり、このことを踏まえた議論も必要ではないか
 - 犯罪被害者保険制度を作ることについては、理論的には考えられるものの、国民の理解が得られるのか。広く保険料を徴収するものであることから、保険給付の対象が現行の犯罪被害給付制度の対象と同様でよいのか、財産犯はどう考えるのか、といった論点もあるのではないか
 - 外国には刑務作業の収益・報酬の一部を充当し犯罪被害者補償のための基金を作った例もある
 - 犯罪被害者支援に用いる財源の調達のために、現在地方財政資金の調達に資するために用いられている宝くじを、犯罪被害者週間にあわせて発売するなどできないのか
- などの意見があった。
- このほか、
- 既存の各公的給付等制度の在り方と比較した議論や、財政の専門家等の知見も必要であり、本検討会では、財源の在り方について十分に議論することはできないのではないかと
- との意見もあった。

【おわりに（(2)残された課題について）】

また、犯罪被害者等に対する経済的支援を考える場合には、財政的支出を伴う制度である以上、その財源について議論することも必要となるとの指摘とともに、現在は税負担に基づく一般財源によっているところ、これを継続するという考え方のほか、有罪判決を受けた者から賦課金を徴収することや保険料を広く徴収することなど、新たな財源についてのアイデアも示された。

このほか、社会保障制度等の被害原因にかかわらず利用可能な制度との関係をどう考えるか、国、地方公共団体等による各種支援が全体として効果的なものとなっているかなど、犯罪被害者等に対する支援全体の捉え方、検討の視点についても示されたところである。こうした点については、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」で議論されているところであるが、犯罪被害に特化していないものも含めて、国、地方公共団体等が行っている犯罪被害者等が利用できる支援施策が十分に活用されているのかどうか、そのための体制が支援の現場である地方公共団体等に整っているかという視点も重要である。

これらの議論を踏まえると、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組（以下「損害回復・経済的支援等への取組」という。）の在り方については、本検討会における議論で示されたような様々な観点から検討する必要がある。

この点、そもそも損害回復・経済的支援等への取組については、第4次犯罪被害者等基本計画において重点項目の一つに掲げられ、「もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない」とされている。

損害回復・経済的支援等への取組については、その財源も含め、広く国民の理解が得られるよう努めながら、犯罪被害者等施策推進会議の下で犯罪被害者等基本計画に盛り込むべき事項の検討並びに施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、刑事、民事、社会保障、財政等の様々な専門分野からの視点も踏まえて、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきである。